

平成 22 年 9月 補正予算要求事業調査

1 予算要求事業の概要

No.	事業名(予算の事務事業名)			区分		
31	保険給付費支払基金積立金			新規	拡大	継続
会計区分		款	項	目	所管	
国民健康保険事業特別会計		9	1	1	保健福祉局 福祉部 国民健康保険課	
事務事業の位置付け						
しあわせ倍増プラン2009		番号		事業名		
総合振興計画新実施計画		事業コード		事業名		
根拠法令・条例・規則等						
予算要求事業の概要						
内容	国民健康保険事業は国民健康保険法第10条の規定により、保険給付を主とする特定の支出に保険税と国庫負担金等の特定の収入を充てる特別会計です。一般会計の歳入歳出と区分して独立した経理を行う会計のため、自己完結するのが基本であるため、繰越金が発生した場合は、不測の事態に備えて基金に積み立てることが優先されます。なお、基金の限度額は保険給付費の20%とされています。					
目的・目標	<p>&lt;目的&gt; 平成21年度繰越金の一部を保険給付費の支払に備え保険給付費支払基金積立金へ積み立てます。</p> <p>&lt;目標(平成22年度末)&gt; 保険給付費の3年間の平均の20%が基金残高の限度額(約169億円)です。</p>					
現状と課題	<p>&lt;現状(平成21年度末)&gt; 平成21年度国民健康保険特別会計決算では、 歳入総額 101,160,093,383円 歳出総額 98,829,702,445円 差し引き 2,330,390,938円 を平成22年度に繰り越します。</p> <p>&lt;課題&gt;</p>					
今後のスケジュール	・補正予算成立後、速やかに基金へ積み立てを行います。					

2 補正予算要求の理由と効果

要求理由	緊急性	繰越金については、決算額確定後に開催される議会において、補正予算としてその一部を積み立てています。
	実施義務	根拠法令等 さいたま市国民健康保険保険給付費支払基金条例
効果	他市の実施状況	政令市：全市実施 県内他市：全市実施
	対象者	さいたま市
	効果	平成21年度分繰越金の一部を保険給付費支払基金へ積み立てることで、国民健康保険事業特別会計の安定した事業運営に寄与します。

3 補正前予算額、補正予算要求、査定の内容 (単位：千円)

	金額	備考
平成22年度	補正前予算額	6,720 <積算内訳> 1 基金運用利子積立金 予想元金 960,000千円 × 0.007=6,720千円
	財源内訳 財産収入	6,720
9月補正予算	補正予算要求	1,742,412 <積算内訳> 1 基金積立金
	財源内訳 繰越金	1,742,412
	財政局長査定	1,742,412 <査定内容> 1 基金積立金
	財源内訳 繰越金	1,742,412
<査定理由> 繰越金額の確定に伴い、将来の保険給付費支払金の不足に備える国民健康保険給付費支払基金に速やかに積み立てを行う必要があると判断し、9月補正予算に計上することとしました。		
市長査定		
	1,742,412 <査定内容> 1 基金積立金	
	財源内訳 繰越金	1,742,412
<査定理由> 財政局長査定の内容及び理由について、適正と認められるため、財政局原案のとおりとしました。		